

2008年5月8日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

診療報酬の請求及び調定事務に係るコンピュータ処理について
(答申)

2008年4月25日付けで諮問(第321号)された診療報酬の請求及び調定事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

市民病院では、診療費等の支払いについて、クレジットカード決済の導入を検討している。

クレジットカードなどによるキャッシュレスの代金決済のニーズは急速に増加しており、公金におけるクレジットカード決済についても、地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により可能となった。当院における診療費等についてもクレジットカード決済による支払いを希望する患者が少なくない。当院としても、患者サービスの向上と未収金抑制の一環として、クレジットカード決済は有効であると考えます。

(2) コンピュータ処理の必要性

患者サービスを向上させることや、未収金抑制対策として導入する決済方法

であり、コンピュータ処理をせずに有効なものとすることはできない。

クレジットカードを使用する際には、その使用するカードが実際に使用できるものかをカード発行会社に照会し、承認番号を取得する必要がある（与信照会）。照会するために、会計窓口でカード決済端末（以下「決済端末」という。）を設置し、電話回線を使用した通信を行う。通信は、情報処理センター、CAFIS（キャフィス）を介し行なわれるが、その他についてはセキュリティ上非公開となっているため詳細は不明である。

(3) コンピュータ処理する個人情報

クレジットカード内に記録されている情報及びカード払いを希望する金額を通信する。クレジットカード会社ではカードの券面に記載されている情報（会員番号（カード番号）、氏名、有効期限）以外でカードに記録されている情報については、セキュリティの観点から非公開となっている。従って、カード券面の情報及び当院会計窓口で決済端末に入力するクレジットカード利用希望金額以外について通信される情報は不明である。ただし、通信される情報については、暗号化されている。

(4) 業務内容

ア 患者から会計窓口でクレジットカードの提示を受ける。

イ 決済端末にカードを通し、クレジットカードの与信照会をカード会社に行う。電話回線を使用。

ウ およそ、10～30秒の通信で照会は終了する。

エ 結果、使用可能の場合、決済端末から利用証明書が3枚出力される。（本人控え、カード会社控え、加盟店（病院）控え）

オ カード会社控え分に署名をもらい、本人控えと利用明細書を渡し窓口での処理は終了。

カ カード会社控えについては後日カード会社に送付し、病院控えについてはカード会社からの入金後一定期間保管。

キ カード会社から月1～2回入金される。

(5) システムの機器構成

市民病院1階会計窓口、入退院窓口及び救命救急センター会計窓口に設置予定の機器

クレジットカード決済用端末 各1台

(6) 安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市民病院情報セキュリティポリシー」を遵守し、指定代理納付者との契約時には「個人情報の保護に関する法律」及び条例に基づき取り扱う旨を契約書に明記し、安全対策に努める。

決済端末機については、業務時間中は常に端末機を監視できるよう職員を配置し、端末の利用がないときには、窓口の外から手の届かない位置に移動させる。業務終了後は施錠される事務室内に保管し、鍵は職員出勤時まで警備員室で管理する。なお、決済端末機内に保存されるカード情報は、1日の業務終了後に日計表を出力することでクリアされる。

また利用証明書病院控え及びカード会社控えについても同様に、施錠される事務室内に保管する。

(7) 実施予定時期

平成20年7月実施予定

(8) 提出資料

ア 与信照会の流れ

イ 売上データの流れ

ウ 処理の流れ

エ 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）

オ 地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第337号）

カ 平成18年11月22日総行行第198号総務省自治行政局行政課長通知

キ 加盟店契約書（案）

ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関において、患者サービスを向上させることや、未収金抑制対策としてクレジットカードによる決済を導入するに当たり、既存のカード決済システムを利用することから、定められた仕様の端末機を使用しコンピュータ処理をすることなしには、目的を達することができない。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市民病院情報セキュリティポリシー」を遵守し、指定代理納付者との契約時には「個人情報の保護に関する法律」及び条例に基づき取り扱う旨を契約書に明記し、安全対策に努める。

決済端末機については、業務時間中は常に端末機を監視できるよう職員を配置し、端末の利用がないときには、窓口の外から手の届かない位置に移動させ

る。業務終了後は施錠される事務室内に保管し、鍵は職員出勤時まで警備員室で管理する。なお、決済端末機内に保存されるカード情報は、1日の業務終了後に日計表を出力することでクリアされる。

また利用証明書病院控え及びカード会社控えについても同様に、施錠される事務室内に保管する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。ただし、より安全性を高めるため、売上票のカード会社控えにされた署名とクレジットカードの署名を確認するようにマニュアルを修正すること及び売上票の病院控えについて十分な管理体制を構築することを条件とするものである。

以 上